

# 「部会運営規程」 一部改定について

平成 30 年4月1日

一般社団法人和食文化国民会議

会長 伏木 亨

平成 30 年(2018 年)4月1日より「部会運営規程」を下記対照表の通り一部改定いたします。

(下線部分は改定箇所)

改 定 後	旧
<p>(役員)</p> <p>第5条</p> <p>2 部会長は、<u>理事の中から選出し、理事会の決議によって</u>、会長が任免する。</p> <p>3 副部会長及び幹事は、<u>会長の承認を得て</u>、部会長が任免する。</p>	<p>(役員)</p> <p>第5条</p> <p>2 部会長は、<u>理事会の決議によって</u>理事の中から選出し、会長が任免する。</p> <p>3 副部会長及び幹事は、<u>部会の互選により</u>選出し、部会長が任免する。</p>

以上